

別紙4 (IP-VPNの規定)

第1条 (本サービス規定の適用)

IP-VPNの規定は、基本サービスとしてサービスメニューIP-VPNが提供される利用契約に対して適用されます。ただし、サービス種類がセキュア・インターネットVPN-コラボレーション接続サービスが提供される利用契約に対して適用されません。

第2条 (利用IPアドレス)

契約者がIP-VPNで利用出来るIPアドレスは、RFC1918で規定されるプライベートアドレス、もしくは社団法人日本ネットワークインフォメーションセンタ(JPNIC)等の機関から正規に割り当てられたグローバルアドレスに限ります。

第3条 (ユーザID)

当社は、契約者からの申請に基づいて「フレッツ」専用タイプ接続サービス、ACCA-ADSLクライアント接続サービス、にPPP認証に必要となる1つのユーザIDを定めます。

2 契約者は、前項のユーザIDを同時に複数使用してIP-VPNを利用することはできません。

3 契約者は、第1項のユーザID以外を使用してIP-VPNを利用することはできません。

第4条 (提供条件)

IP-VPNの契約申込を行うにあたり、契約者は当社が契約者のネットワーク内に当社の選定した回線終端装置、屋内配線及びネットワーク接続装置を設置することを了承するものとします。なお、これらの装置は、利用規約第7条に定める当社設備に該当します。

2 契約者のネットワーク内に設置した当社の回線終端装置、屋内配線及びネットワーク接続装置については、当社の都合により、その種類を変更することがあります。

3 当社が設置した回線終端装置及びネットワーク接続装置については、契約者の申し出以外に、当社の都合により回線終端装置及びネットワーク接続装置内の設定内容を変更する場合があります。

4 当社が設置した回線終端装置及びネットワーク接続装置については、当社の職員または当社が委託するネットワーク技術者が設定を行います。

5 PPP認証に必要となるユーザIDおよびネットワークパスワードは当社が定め、ネットワーク接続装置の設定を行うものとし、契約者にはこれを通知しないものとします。

6 当社は、契約者が当社の回線終端装置、屋内配線及びネットワーク接続装置に対して当社の許可なく設定変更等を行ったことにより発生したいかなる損害に対しても責任を負わないものとします。

7 「フレッツ」専用タイプ接続サービス、セキュア・インターネットVPN接続サービス、セキュア・インターネットVPN Light 接続サービス及びセキュア・インターネットVPN-HighSpeed 接続サービス、ビジネス専用網接続型サービスの利用契約では、併せてファイバーラインサービスを利用することができます。この場合、ファイバーラインサービスは、「ファイバーライン利用規約」に基づき提供します。

8 セキュア・インターネットVPN-HighSpeed 接続サービスWi-Fiオプションは、ID・パスワード(PEAP)認証機能を提供いたします。本サービスで利用する認証情報の管理は、利用規約第34条(認証情報の管理)に定めるところによります。Wi-Fi接続は契約者のプライベートネットワークでの利用に限られ、公衆ネットワークでの利用はできません。また、Wi-Fi接続にかかる仕様は、当社指定のネットワーク接続装置のメーカーの定める内容になり、電波の強度は保証いた

しません。Master' ONE サービスの最高速度及び帯域についてもベストエフォートとなります。

第5条 (端末設備の提供)

当社は、契約者から請求があったときは、ネットワーク内ないしは契約者の設置場所に別表1第1表第18に定めるところによる機器を提供いたします。

2 当該機器の設置場所については、当社が定めることとします。

第6条 (端末機器の発送・引き渡し)

当社は、契約者が申込時に指定した場所（以下「納品場所」といいます。）に当社の指定する方法により、端末機器を送付します。

2 端末機器の引き渡しは、契約者が端末機器を受領したことにより完了します。なお、端末機器の引き渡しは、本サービスの利用開始日より遅くなることがあることを契約者は承諾するものとします。

3 当社は、前項に定める引き渡し時において、端末機器をその目的に従った利用をした場合、正常に機能することのみを保証します。正常に機能しない場合には、当社は、無償にて端末機器を修理又は交換します。

4 契約者が端末機器の引き渡し完了日から10日以内に当社に対して不具合の通知をしなかった場合は、端末機器は正常に機能するものとみなします。

第7条 (端末機器の保証期間)

端末機器の保証期間は、利用サービスの最低利用期間と同一とします。保証期間を超過した場合、第8条で規定する修理及び交換は全て契約者負担にて行われるものとします。

2 保証期間はサービスの最低利用期間やその他契約締結に関わらず、最大で3年となります。

3 保証期間終了前に第11条に定める機器提供終了が生じた場合、保証期間の終了日は提供終了日に繰り上がるものとします。

第8条 (端末機器の修理及び交換)

当社は保証期間内において、端末機器本来の目的に従った使用をしていたのにも係らず故障した場合には、当社負担で端末機器の修理または交換を行います。ただし、次の各号に定める故障の場合は、契約者の負担とします。

- ・ 契約者の過失による破損、及び水濡れによる故障または損傷
- ・ 落下等による故障または損傷
- ・ 不当な修理や改造または異常電圧に起因する故障または損傷
- ・ 使用中に生じた傷、汚れなど外観上の変化
- ・ 火災、地震、水害、落雷、などの天災地変ならびに水没などによる故障または全損
- ・ 故障の原因が本製品以外にある場合
- ・ 消耗部品の交換・仕様変更など

2 前項に定める契約者負担の場合の費用については、当社から発送する代替機の初期料金額を端末損害金（以下、「端末損害金」とします）とします。なお、故障機と代替機の機種が異なる場合、代替機の初期料金額を適用となります。また、リモート接続機器（SIMカード）の損害金は「モバイル接続サービス」利用規約の規定が適用されます。

3 当社からの代替品到着後、28日以内に契約者からの故障した機器の送付が行われない場合は、端末機器は滅失したものとみなし、次条の定めが適用されます。

第9条（端末機器の滅失等）

端末機器の紛失（盗難による場合を含む）、破損、滅失した場合は、契約者は当社にただちにその旨を通知するものとし、端末機器がある場合には、通知後、速やかに当社に端末機器を送付するものとします。当社は、当該端末機器の代替品を速やか発送いたします。当社からの代替品到着後、28日以内に契約者からの機器送付が行われない場合は、当該端末機器は滅失したものとみなします。

2 契約者は、端末機器が紛失（盗難による場合を含む）、破損、滅失し、当社に返送できない場合には、その原因を問わず端末損害金を当社に支払うものとします。

3 端末機器が代替品に変更される場合、端末機器の電話番号・シリアルナンバー等が変更となります。変更になった情報は別途当社が定める方法により通知いたします。

4 端末機器の代替品は同一機種に限るものとします。別機種への交換は、契約者の申込に応じて、契約者負担にて行うものとします。ただし、当社の都合により代替品を同等品とした場合にはこの限りではありません。

第10条（端末機器の返却）

サービス解約時もしくはサービス提供終了時には契約者負担にて端末機器を14日以内に当社の指定する場所へ送付して返却するものとします。なお、そのときの返却にかかる費用は契約者負担とします。

2 前項で定める期限までに端末機器が返却されない場合は、端末機器が滅失したものとみなし、第9条（端末機器の滅失等）第2項の規定が適用されます。

3 第1項その他の規定により端末機器の返却を求められているにもかかわらず、期日までに契約者が当社に端末機器の返却しなかったことにより滅失とみなされた場合は、その後の当該端末機器に関する管理、処分その他すべての責任を契約者が負うものとし、当社は当該端末機器について、第三者からの苦情等、何ら責任を負わないものとします。

第11条（端末機器の提供の終了）

当社は、端末機器について、事前に通知することにより、その提供を終了できるものとします。

2 提供終了を通知した場合、端末機器は次のいずれかの扱いとします。

(1) 第10条に基づき、契約者は当社に端末機器の返却を行う。

(2) 当社は 端末機器を現状有姿で契約者に無償譲渡する。

（この場合、当社は譲渡対象の端末機器について、品質の保証、トラブル、第三者からの苦情等その他、何ら責任を負わないものとします。）

(3) 当社が指定する新たな機種への再契約をし、新機種との交換を行う。

（契約に関わる諸費用は契約者負担となります）

3 契約者は提供終了日までにいずれかを選択するものとします。なお契約者がいずれの意思表示も行わない場合、当社が上記いずれかの対応を選択できるものとします。

4 提供の終了については、当社が規定する提供終了日の3ヶ月前までに通知するものとします。

第12条（責任分界点）

利用規約第5条第2項に定める責任分界点は、次のとおりとなります。

(1) 加入者回線を当社名義で設置した場合

(i) 契約者のネットワーク内に当社がネットワーク接続装置を設置する場合、契約者のネットワーク内に設置し

た当社ネットワーク接続装置までとします。

(ii) 契約者がネットワーク接続装置を用意する場合は、契約者のネットワーク接続装置の加入者回線側接続点の直前までとします。

(iii) 「フレッツ・オフィス」接続サービス契約、「フレッツ・オフィス ワイド」接続サービス契約及び「フレッツ・VPN ゲート」接続サービスについては、当社が設置するネットワーク接続装置は、当社が契約する契約者専用の「フレッツ・オフィス」、「フレッツ・オフィス ワイド」、「フレッツ・VPN ゲート」で接続されるものとし、責任分界点は、その接続点とします。

(iv) セキュア・インターネット VPN 接続サービス契約では、当社が設置するネットワーク接続装置は、当社が契約する冗長化された IP 通信網で接続されるものとし、責任分界点は契約者のネットワーク内に設置した当社のネットワーク接続装置の契約者ネットワーク側接続点までとします。

(v) セキュア・インターネット VPN Light 接続サービス契約では、当社が設置するネットワーク接続装置は、当社が契約する IP 通信網で接続されるものとし、責任分界点は契約者のネットワーク内に設置した当社のネットワーク接続装置の契約者ネットワーク側接続点までとします。

(vi) セキュア・インターネット VPN-HighSpeed 接続サービス契約では、当社が設置するネットワーク接続装置は、当社が契約する冗長化された IP 通信網で接続されるものとし、責任分界点は契約者のネットワーク内に設置した当社のネットワーク接続装置の契約者ネットワーク側接続点までとします。

(vii) CO-CO イーサ接続サービス契約では、当社が設置する回線終端装置の契約者ネットワーク側接続点までとします。

(2) 加入者回線を契約者名義で設置した場合

(i) 専用回線接続サービス契約では、契約者が設置する加入者回線と、当社のアクセスポイントに設置されているネットワーク接続装置との接続は、契約者が設置する専用線の回線終端装置によって接続されるものとし、当社の責任分界点は、アクセスポイントに設置される専用線の回線終端装置の直前までとします。

(ii) イーサ接続サービス契約では、契約者が設置する加入者回線と、当社のアクセスポイントに設置されているネットワーク接続装置との接続は、契約者が設置する加入者回線の回線終端装置によって接続されるものとし、当社の責任分界点は、アクセスポイントに設置される加入者回線の回線終端装置の直前までとします。

(iii) 「フレッツ」専用タイプ接続サービス契約では「フレッツ・オフィス」接続サービス契約、「フレッツ・オフィス ワイド」接続サービス契約、「フレッツ・VPN ゲート」接続サービスに同じ。

(iv) セキュア・インターネット VPN 接続サービス契約では、当社が設置するネットワーク接続装置は、当社が契約する冗長化された IP 通信網で接続されるものとし、責任分界点は加入者回線を除く、当社が契約する IP 通信網接続点および契約者のネットワーク内に設置した当社のネットワーク接続装置の契約者ネットワーク側接続点までとします。

(v) セキュア・インターネット VPN Light 接続サービス契約では、当社が設置するネットワーク接続装置は、当社が契約する IP 通信網で接続されるものとし、責任分界点は加入者回線を除く、当社が契約する IP 通信網接続点および契約者のネットワーク内に設置した当社のネットワーク接続装置の契約者ネットワーク側接続点までとします。

(vi) セキュア・インターネット VPN-HighSpeed 接続サービス及びセキュア・インターネット VPN-HighSpeed シンプルメニュー接続サービス契約では、当社が設置するネットワーク接続装置は、当社が契約する冗長化された IP 通信網で接続されるものとし、責任分界点は加入者回線を除く、当社が契約する IP 通信網接続点および契約者のネット

ワーク内に設置した当社のネットワーク接続装置の契約者ネットワーク側接続点までとします。

第13条（技術的事項）

契約者は、当社から通知された情報を契約者の設置するネットワーク接続装置に設定するものとします。

2 セキュア・インターネット VPN 接続サービス、セキュア・インターネット VPN Light 接続サービス及びセキュア・インターネット VPN-HighSpeed 接続サービス、セキュア・インターネット VPN-HighSpeed シンプルメニュー接続サービスについては、当社の用意するネットワーク接続装置のみを利用できるものとします。当社以外から提供された機器での接続はできません。

3 その他技術事項は「Master's ONE サービス仕様書」の通りとします。